

家畜伝染病予防法に基づく乳用牛の検査

青森県では、乳用牛におけるヨーネ病の発生予防を目的に、地域を分け5年ごとに検査を実施しています。

(本年度から乳用牛のブルセラ症・結核病検査はなくなります。)

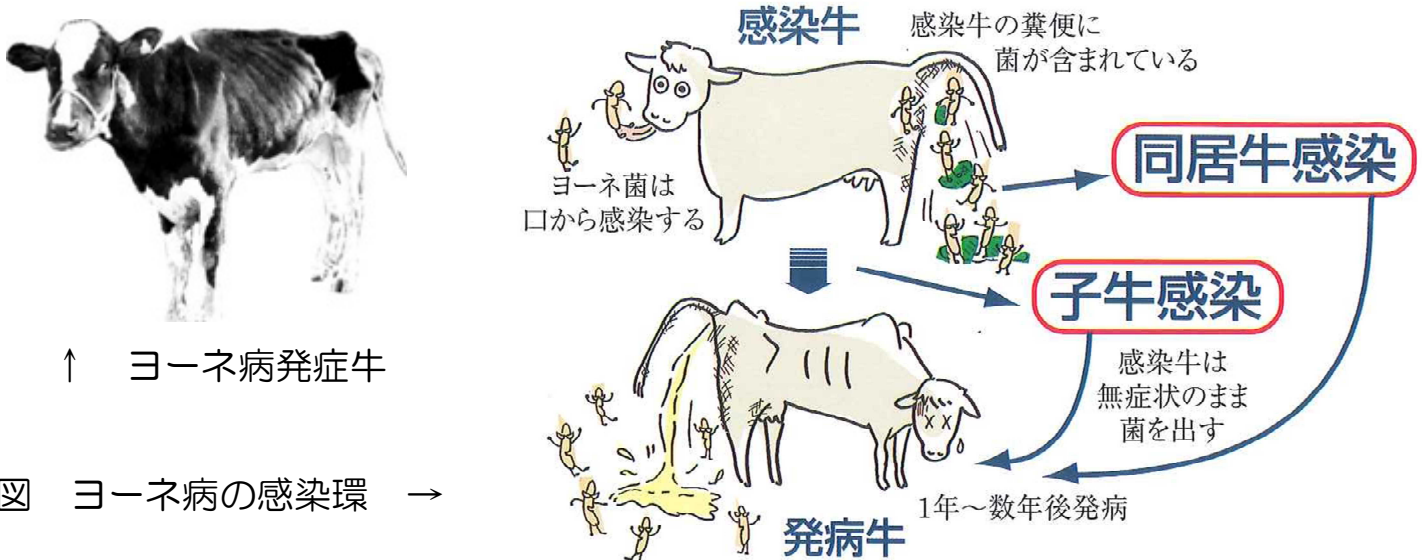
令和3年度はむつ市の12カ月齢以上の乳用雌牛を対象に実施します。検査は11月に予定していますが、詳細な日程については、追ってむつ市から連絡があります。

家畜検査手数料（1頭当たり）

区分	手数料
ヨーネ病	450円

○ヨーネ病とは？

主にヨーネ菌の経口摂取により感染し、慢性で頑固な下痢を呈する法定伝染病で、発症牛の糞便中に発病数ヶ月前から多量に排出されます。感染から発病までの潜伏期間は長期間にわたるため、いったん農場に侵入すると清浄化には困難を極めます。



相談・質問等はお気軽にむつ家畜保健衛生所まで

〒035-0072 むつ市金谷2丁目 18-25 電話 0175-22-1254 FAX 0175-22-1259
夜間及び休日の連絡先 090-5841-6810

下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所 むつ地区家畜衛生推進協議会